

よくあるお問い合わせ(申請前～申請時)

- Q1:他の補助金等を受けていても、本補助金を受けられますか。
A1:他の生産資材に関する補助金との合計額が生産資材費を超えない範囲において、受けとることは可能です。
- Q2:申請受付期間終了前に支援が打ち切られることはありますか。
A2:申請受付期間終了まで支援を継続いたします。先着順ではありませんが審査等にお時間を頂戴するため、不備の発生などのリスクも想定し、なるべく早期の申請を推奨しております。
- Q3:畜産農家は対象となりますか。
A3:売上の過半が畜産によるものである畜産農家様は対象となりません。
- Q4:県内に複数事業所がありますが、事業所ごとに申請してもよいですか。
A4:本社又はいずれかの事業所が合算の上、申請してください。
- Q5:web申請をする場合、誓約書はどのように提出すればよいですか。
A5:原本をスキャンしたデータを提出してください。(提出のデータを原本とします)
- Q6:決算書は白色でも問題ないですか。また、押印は必要ですか。
A6:給付要件を満たすことが確認できる書類であれば問題ございません。
また、押印は不要です。
- Q7:青色申告書の写しを紛失してしまったが、補助金を貰うにはどうすればよいですか。
A7:青色申告等の控えは税務署の窓口か郵送で開示請求すると再発行が可能です。
再発行後、申請をお願い申し上げます。再発行には時間を要しますので、期日までに申請が間に合うよう、お早めに手続きをお済ませください。
- Q8:説明会時に申請書類を手渡しできますか。
A8:本補助金の申請方法は事務局あてに郵送又はウェブによる提出のみとなります。
説明会での手渡しや、JA様や各市町等を経由した申請は不可となっております。
- Q9:県税の滞納がないことを証する納税証明書の必要事項は何でしょうか。
A9:県の行う補助・融資等の申請を使用目的とした完納証明書が必要となります。
また、申請日から6か月以内に発行された原本が必要となります。
詳細は香川県県税事務所(TEL:087-806-0306)までお問い合わせください。
- Q10:本書類に記載のない内容で不明点がある場合、どのようにすればよいですか。
A10:下記連絡先(事務局)までご連絡くださいませ。
【TEL】050-1752-4204
- Q11:決算書類における【諸材経費】の中に、出荷の際の送料は該当しますか？
A11:荷造運賃手数料に該当する為、該当しません。

よくあるお問い合わせ(申請前～申請時)

Q12:申請書類はどこで入手できますか？

A12:認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織又は認定農業人材の方へは、5/1以降に申請書類一式を送付の予定です。
下記サイトより出力可能となり、申請も可能となります。
<https://jimukyoku.site/kagawa/nogyo-shien/>

Q13:認定農業者への新規申請はどのくらい時間を要しますか？

A13:各市町によって異なりますので、各市町の農政の部署へご確認の上、7月31日消印有効までに交付金申請書のご提出が間に合うかのご確認をお願い致します。

Q14:耕種農業者における「作物販売」の中に、花卉(花き)(観賞用の植物)は含まれますか？

A14:含まれます。農林水産省の分類において、耕種(こうしゅ)とは養畜(家畜の飼育)以外の「土壌を使って植物を栽培する農業」全体を指します。

Q15:農営組合を抜けられて、個人の認定農業者になられた場合、以前の農営組合の経費は決算として計上は出来るのでしょうか？

A15:農営組合の経費として計上している場合は不可。個人の名義で計上している場合は含める事は可能です。

Q16:同じご家族内の申請者の変更やご不幸によっての申請者の変更などの事業継承の場合は、前の申請者と合算で申請可能か？

A16:合算で申請可能です。

よくあるお問い合わせ(申請後～再申請)

Q1:申請後、交付されるか分かる方法(事務局からの電話など)はありますか。

A1:審査後に交付決定・不交付決定の通知書を事務局より郵送いたします。

Q2:事務局から申請書類が到着した旨の連絡はありますか。

A2:事務局から申請書類が到着した旨の連絡は実施いたしません。

Q3:申請した書類に不備があるか不安です。

A3:事務局で受け付けた申請書類に不備があった場合、申請書に記載のお電話番号又はメールアドレス宛に事務局より修正依頼のご連絡をいたします。連絡後、1週間以内に事務局に書類が届いていない場合、再度お電話にてご連絡させていただきます。

Q4:不備書類の再提出はどのようにすればよいか。

A4:事務局に郵送又は記載データをスキャンしwebフォームより提出をお願いいたします。

Q5:本書類に記載のない内容で不明点がある場合、どのようにすればよいですか。

A5:下記連絡先(事務局)までご連絡くださいませ。

【TEL】050-1752-4204

よくあるお問い合わせ(交付・不交付決定後)

Q1: 交付決定・不交付決定の通知書はどこに届きますか。

A1: 交付決定・不交付決定の通知書は申請書に記載の住所宛てに発送いたします。

Q2: 交付決定通知書を受け取りましたが、諸事情で申請を取り下げたい場合どのようにすればよいですか。

A2: 申請を取り下げたい場合、通知を受けた日から10日以内に、補助金交付申請取下書(様式第5号)の提出が必要になります。様式は本事業サイトまたは県HPに掲載されております。

Q3: 補助金はどの口座に振り込まれますか。また、変更は可能ですか。

A3: 申請時に記載の口座宛てに振り込みます。また、口座の変更は出来ません。

Q4: 本書類に記載のない内容で不明点がある場合、どのようにすればよいですか。

A4: 下記連絡先(事務局)までご連絡くださいませ。

【TEL】050-1752-4204

Q5: 補助金は申請後、どのくらいで支払われますか。

A5: 審査及び交付・不交付決定通知書の送付後、随時支払いを行います。